

(令和8年4月以降申請用)

所持免許状を基礎にして、 在職年数と修得単位で **上級免許状**を取得する場合

(特別支援学校教諭免許を除く)

<目次>

I 共通事項

1 概要	-----	1
2 単位の修得	-----	1
3 在職年数	-----	2

II 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

第1 幼稚園教諭免許状の上級免許状を取得する場合	-----	4
第2 小学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合	-----	8
第3 中学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合	-----	12
第4 高等学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合	-----	16
第5 養護教諭免許状の上級免許状を取得する場合	-----	20
第6 栄養教諭免許状の上級免許状を取得する場合	-----	23

第3章 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で上級免許状を取得する場合 (特別支援学校教諭免許を除く)

I 共通事項

1 概要

基礎となる免許状を取得した後、教員としての在職年数と所定の単位を修得して上級免許状を取得します(法第6条、法別表第3、法別表第6、法別表第6の2を根拠に、教育職員検定による取得)。

教育職員検定の場合、免許状取得の必要単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

なお、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

(注) この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
施行法	教育職員免許法施行法	
29法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

2 単位の修得

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得した単位が有効です。

(基礎となる免許状の取得以前に修得した単位は使用できません。)

(2) 単位が修得できる大学等

法別表第3、法別表第6、法別表第6の2により免許状を取得する場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

取得しようとする免許状	単位が修得できる大学等	
	認定課程を有する大学等	認定課程を有する大学等以外
専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学院の課程 ✓ 大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定課程を有していない大学等 ✓ 文部科学大臣の認定する講習 ✓ 大学の公開講座又は通信教育において修得した単位
一種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の課程 ✓ 短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程(高等学校教諭一種免許状を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位 ✓ 文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位
二種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学又は短期大学の課程 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <u>取得しようとする免許状に対応した単位として修得したものが有効です。</u>

3 在職年数

(1) 概要

基礎となる免許状	在職年数に含めることができるもの
幼稚園教諭 小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭	基礎となる免許状を取得した後、教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）若しくは講師（※1・※2）として良好な成績で勤務した在職年数
養護教諭	基礎となる免許状を取得した後、養護をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した在職年数
栄養教諭	基礎となる免許状を取得した後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭若しくは主務教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数

※1 これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含みます。

※2 幼稚園教諭の免許状を取得しようとする場合は、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師を含みます。

(2) 在職年数の考え方

在職年数の考え方	具体例
基礎となる免許状（教科）を活用していない在職年数は含めることができません。	✓ 高等学校教諭免許状（公民）を取得した後、臨時免許状（地理歴史）で高等学校に勤務し、公民科での勤務実績がない場合、高等学校教諭免許状（公民）の上級免許状取得のための在職年数とすることはできません。
専科担任を行った在職年数は、「基礎となる免許状」の在職年数にできません。	✓ 「基礎となる免許状」が中学校教諭二種免許状（音楽）の方が、中学校教諭一種免許状（音楽）を取得しようとする場合、「基礎となる免許状」の在職年数は、中学校（音楽）のものがが必要です。小学校の音楽の専科担任の在職年数は「基礎となる免許状」の在職年数にできません。
日本人学校に派遣されていた期間は、在職年数に含めることができます。	✓ 文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した日本人学校に派遣されていた期間は、上級免許状を取得する場合においては在職年数に含めることができます（規則第67条）。
休職、育児休業の期間は、在職年数に含めることができません。	
臨時的任用職員の期間は、「月数と日数」となります。	✓ 任用期間が平成29年4月1日～平成30年3月25日の場合の在職年数は11月と25日です。 ✓ 月の途中から任用された場合の在職年数は、在職年数の計算方法（次ページ）によります。
非常勤講師の期間は、勤務条件により期間の換算を行った「換算後の月数と日数」となります。	✓ 在職年数の計算方法（次ページ）により算出されたものとします。

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期 (始)	任期 (終) の月に応当日 (同じ日付) があるか	在職期間が 2 か月となる場合	
		任期 (終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日 (※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日以外	ある	翌々月の <u>応当日の前日</u>	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率 (※2 非常勤講師の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規教員、臨時的任用職員、常勤講師			1 / 1	
非常勤講師	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤講師の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率 1 / 1 の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率 5 / 6 以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数 (1月未満切捨) に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」(1月未満切捨) となります。

(例1) A校 : H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)
 ⇒ $7月 \times 5 / 6 = 5.83 \Rightarrow \boxed{5月}$

(例2) B校 : H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校 : H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して (期間1) と (期間2) にします。
 (期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)
 ⇒ $5月 \times 1 / 2 = 2.5 \Rightarrow \boxed{2月}$
 (期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)
 ⇒ 換算率 1 / 1 なので、 $\boxed{5月と20日}$

